

令和6年度滋賀県「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告、調査
および情報公表計画

1 目的

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下、「政令」という。）第37条の2の3第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画（以下、「報告計画」という。）、政令第37条の5第1項に規定する調査事務に関する計画（以下、「調査計画」という。）および政令第37条の11の規定により準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定める。
なお、報告計画、調査計画および情報公表計画は一体の計画として定める。

2 計画の基準日

令和6年(2024年)4月1日

3 計画の期間

令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

4 報告の対象となる介護サービスおよび介護サービス事業者

(1) 報告の対象となる介護サービス

介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号。以下、「省令」という。）第140条の43に基づき、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護保険法施行規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護保険法施行規則第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 一体的な報告・調査を行うサービス区分

「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日付老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）の規定に基づき、一体的な報告、調査を行うサービス区分は、次のとおりとする。

- ①訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定療養通所介護
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
- ⑨特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬居宅介護支援
- ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
- ⑱定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑲複合型サービス

(3) 報告の対象となる介護サービス事業者

介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第115条の35第1項および省令第140条の44第1号に基づき、次のとおりとする。

- ① 計画の基準日前の1年間において提供を行った（1）の介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費または介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超える事業者（以下、「既存事業者」という。）
※該当する事業者名は、別紙1のとおりとする。
- ② 令和6年（2024年）4月1日以降、新たに（1）の介護サービスの提供を開始している事業者（以下、「新規事業者」という。）

5 報告の方法等

（1）事業者ごとの報告の提出先および提出期限等

①提出先

滋賀県（介護サービス情報公表システムにより報告を行う。）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/25/>

②提出期限

ア 既存事業者

令和6年12月27日までとする。

イ 新規事業者

介護サービスの提供を開始する日が属する月の翌月末までとする。

※ただし、令和6年4月から令和6年11月までの間に新たに4（1）の介護サービスの提供を開始している事業者は令和6年12月27日までとする。

（2）報告する介護サービス情報

①既存事業者（休止中の事業者を除く）

基本情報および運営情報

②新規事業者

基本情報

6 調査について

「滋賀県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」によるものとする。

7 公表の方法等

（1）公表の時期

報告のあった日の翌月末までに行うものとする。

（2）公表の方法

インターネットにより公表する。また、事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所または施設の見やすい場所に掲示するとともに、重要事項

を記した文書に添付するものとする。

8 介護サービス情報の更新の取扱い

基本情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、変更後の情報を公表するものとする。

9 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正または調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、調査または公表を行う。

10 その他

報告の対象とならない事業者であっても、介護サービス情報の公表を希望する場合は、4（3）の規定に関わらず報告、調査および公表の対象として取り扱うものとする。（対象となる介護サービスは、4（1）のとおり）

11 問い合わせ等の窓口

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

・住所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

・電話：090-5619-8231

・FAX：077-528-4851